

一般社団法人 ION

身体拘束等適正化の指針

1 法人における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方(基本理念)

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。一般社団法人ION（以下「当法人」という。）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(1) 指定障害者支援施設等における運営基準—身体拘束等の禁止

「指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」第48条においては、「指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。」とされています。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外（三原則）

原則身体拘束は実施してはならないとされていますが、同じく「指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」第48条第2項においては、「指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。」とされています。

このことから、以下3つの要素の全てを満たす場合には、必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(3) 当法人における考え方

a. 身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として、身体拘束及びその他の行動制限の一切を禁止します。

b. やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。

また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

c. 日常の支援における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に利用者主体の行動・尊厳のある生活が送れるよう努めます。また、利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービ

スを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。

2 身体拘束等適正化のための組織

(1) 虐待防止及び身体拘束等適正化委員会の設置

身体的拘束の廃止及び適正化に向けて、虐待防止に関する協議と併せて「虐待防止・身体的拘束等適正化委員会」（以下「委員会」という。）を設置します。

① 設置目的

- ・ 身体拘束廃止に向けての現状の把握及び改善についての検討
- ・ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・ 身体拘束廃止マニュアルの見直し
- ・ 身体拘束廃止に関する職員全体への啓発

② 委員会の構成員

委員会の構成員は、管理者、サービス管理責任者、虐待防止委員とします。

③ 委員会の開催

委員会は少なくとも年1回以上開催することとします。また、不適切な身体的拘束等が行われたと判断された場合、適宜開催します。

3 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- ・ 支援に関わる全ての従業員に対して、身体拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重した支援の励行を進めるとともに、身体拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に研修を実施します。
- ・ 研修は年1回以上の開催とします。
- ・ 本研修の実施内容については記録を取り、保存することとします。

4 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

- ・ 身体拘束等を行う場合には、利用者家族に速やかに説明し、報告を行うこと
- ・ 事業所内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体拘束等を目撃した場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで虐待防止委員へ報告を行うこと。当該報告をうけた虐待防止委員は、身体拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努めること。身体的拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用者及び利用者家族への謝罪を行い、所轄庁への報告並びに次章に記載する手続きに則り、報告を行うこと。

5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

1) やむを得ず身体拘束を行う場合

・ 本人又は利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順①～④に従って実施します。

<身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- ・ クールダウンの為に別室で対応する場合
- ・ 異物等を口に入れようとした際に身体を抑える場合
- ・ 飛び出し等、急な行動があり身体を抑える場合
- ・ 本人の意思を確認する前に行動制限を行う場合

① ミーティングの実施

・ 緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として、関係職員が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

・ 要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。

・ また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

② 利用者本人や家族に対しての説明

・ 様式1をもとに身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

・ また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

③ 記録と再検討

・ 法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

④ 拘束の解除

・ ③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、利用者、家族に報告いたします。

・ 尚、一旦、その時の状況から試行的に身体拘束を中止し必要性を確認する場合がありますが、再度、数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族（保

証人等)に連絡し経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施します。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当法人の身体拘束等適正化のための指針は、求めに応じ利用者及び家族等が自由に閲覧できるように当法人のホームページに公表いたします。

令和6年4月

令和7年4月 一部改正